

収 入
印 紙

訴 状 ← 法第 1 3 3 条 1 項

↑ 民事訴訟費用等に関する法律 8 条
(3 万 1 6 0 0 円)

平成 1 3 年 ○ 月 ○ ○ 日 ← 規則 2 条 1 項 4 号

○○ 地方裁判所 民事部 御中 ← 規則 2 条 1 項 5 号

原告訴訟代理人 弁護士 甲 野 太 郎 印

↑ 規則 2 条 1 項 柱書

〒○○○-○○○○ 東京都△△区□□○丁目○○番○号

原 告 甲 山 一 郎

↑ 法 1 3 3 条 2 項 1 号、規則 2 条 1 項 1 号

〒○○○-○○○○ 東京都○○区××○丁目○番○号□□ビル○階

甲野法律事務所 (送達場所) ← 法 1 0 4 条 1 項、規則 4 1

上記訴訟代理人 弁護士 甲 野 太 郎

↑ 規則 2 条 1 項 1 号

電 話 0 3 - ○ ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○

F A X 0 3 - ○ ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○

↑ 規則 5 3 条 4 項

〒○○○-○○○○ 東京都△△区□□○丁目○番○-○○○号

被 告 乙 川 次 郎

↑ 法 1 3 3 条 2 項 1 号、規則 2 条 1 項 1 号

保証債務請求事件←規則 2 条 1 項 2 号

訴訟物の価額 4 7 0 万円←法 8 条、9 条、民事訴訟費用等に関する法律 4 条

ちょう用印紙額 3 万 1 6 0 0 円←民事訴訟費用等に関する法律 3 条 1 項、8 条

第 1 請求の趣旨←法 1 3 3 条 2 項 2 号

- 1 被告は，原告に対し，4 7 0 万円及びこれに対する平成 9 年 1 0 月 1 日から支払済みまで年 3 割の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 仮執行宣言

第 2 請求の原因←法 1 3 3 条 2 項 2 号

1 金銭消費貸借契約の締結

原告は，乙川明子に対し，平成 9 年 7 月 1 日，4 7 0 万円を次の約定で貸し付けた。

弁済期 平成 9 年 9 月末日

利息 年 1 割 5 分

期限後の損害金 年 3 割

(甲 1，2，原告及び証人明子)

2 明子の債務不履行

明子は，弁済期が経過しても貸付金の返済をしない（争いがないと思われる。）。

3 連帯保証契約の締結

明子は，原告との間で，平成 9 年 7 月 1 日，被告のためにすることを示し，第 1 項の債務について連帯保証契約を締結した。その際，明子は，連帯借用証書に被告の署名を代筆し，被告の実印を押捺した（甲 1，2，原告及び証人明子）。

4 代理権の授与

- ✓ 被告は、第3項の連帯保証契約締結に先立って、明子に連帯保証契約締結の代理権を授与した。

■ 代理権授与の関連事実（重要な間接事実）

ア 被告は、明子の長男である（争いがないと思われる。）。

イ 連帯保証契約締結に用いられたのは、被告の実印である（争いがないと思われる。）。

ウ 明子は、原告に対し、被告の印鑑登録証明書を交付した（甲3）。

エ 原告は、上記連帯保証契約の締結の翌日である平成9年7月2日に、被告に電話をして、連帯保証の事実を確認した（原告）。

5 追認

- ✓ 仮に、被告が、明子に対し、上記代理権を授与していなかったとしても、被告は、平成9年10月初旬、原告に対し、上記連帯保証契約を追認する旨の意思表示を口頭でした。

■ 追認の関連事実（重要な間接事実）

原告は、弁済期が経過しても明子からの返済がなかったため、平成9年10月初旬、〇〇市内の▽▽司法書士事務所において、被告との間で、明子及び▽▽司法書士を交えて、明子の貸金について話し合いをした（争いがないと思われる。）。

その際、原告は、被告に対し、連帯借用証書（甲1）を示し、「連帯保証人として責任をとってほしい。」と懇請したところ、被告は、当初、「覚えがない。」と言っていたが、母親である明子が甲1を作成したことを確認して、「親の不始末だが、借りたことは間違いないので私が責任を取る。信用してほしい。」と言明した（原告、証人▽▽）。

- 6 よって、原告は、被告に対し、本件連帯保証契約に基づき、上記貸付金470万円及びこれに対する弁済期の翌日である平成9年10月1日から支払済

みまで約定にかかる年3割の割合による遅延損害金の支払を求める。

7 予想される争点

✓ 代理権授与の有無

原告は、被告が本件連帯保証契約締結に先立ち、明子に対し代理権を授与していた事実を主張するが、被告との事前交渉によれば、被告は、上記代理権授与の事実を争うものと思われる。

■ 追認の有無

平成9年10月初旬に被告との間で明子の借金について話し合いをした事実は、被告もおそらく争わないと思われるが、事前交渉において、被告は、追認の意思表示をしたことについても、自己の責任を否定するようなあいまいな発言をしていたので、この点についても争うものと思われる。

証 拠 方 法 ←規則53条1項

- 1 甲1号証 連帯借用証書
- 2 甲2号証 領収証
- 3 甲3号証 印鑑登録証明書

附 属 書 類 ←規則2条1項3号

- | | |
|----------------|-----|
| 1 訴状副本 | 1通 |
| 2 甲1ないし3号証（写し） | 各1通 |
| 3 訴訟委任状 | 1通 |